

JICA 調査（開発調査）での環境社会配慮に関するコンサルタント業務

ECFA 環境部会

1. コンサルタントが実施する業務内容

(1) M/P での IEE

- 各種環境情報の収集・整理（社会配慮に関する事項も含む）
- 優先プロジェクトの選定に資する判断材料の提供
- F/S 調査で実施する環境配慮上の基本問題の明確化、EIA の概略スコープの検討（スコーピング）

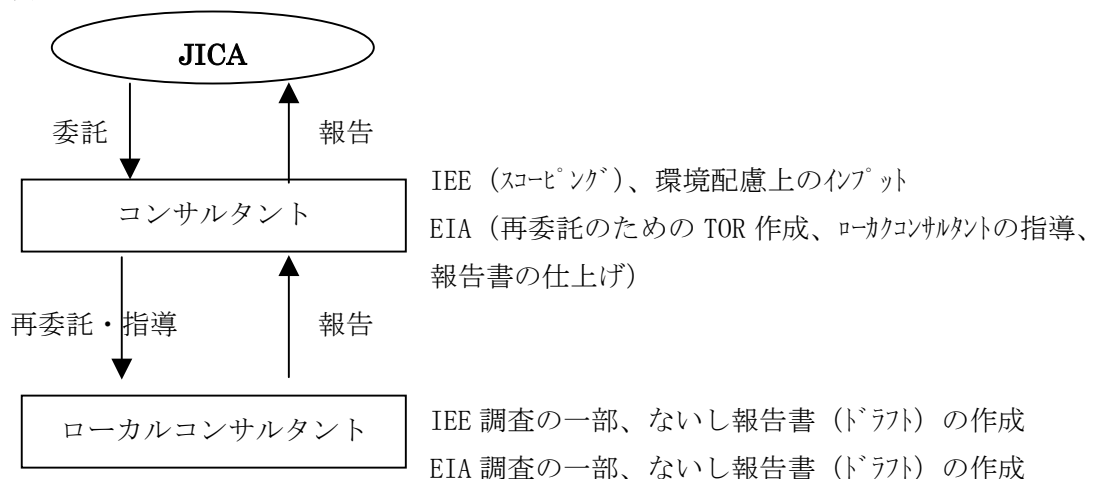
(2) F/S での EIA

- 優先プロジェクト（F/S 対象プロジェクト）の EIA
- EIA には、住民移転計画の立案を含む場合がある
- プロジェクト実施に際しての環境上の対策・配慮事項、モニタリング等に対する提言
- EIA 手続きを進めるにあたっての提言（住民関与の方法等）

2. JICA からの委託

- 1) 主な調査項目：業務指示書で指示、プロポーザルで具体的手法の提案（添付資料-1 参照）
- 2) 調査担当者（環境専門家 or 社会配慮専門家等）の配置（添付資料-2 参照）
- 3) 調査期間（添付資料-2 参照）
- 4) 調査の実施形態（下図参照）

<例>



3. EIA レポートの取り扱い

- F/S 調査の一環として、プロジェクトの環境面からの実行可能性を検討、確認
- 当該国で EIA 手続きを行うための参考資料（EIA 手続き上必要な公告・縦覧、住民意見の集約等は当該国政府 C/P 機関が実施）。但し、調査団作成の EIA レポートがそのまま活

用されているかどうかは不明。

- 調査団として、JICA との契約変更によって調査期間を延長し、EIA 手続きをコンサルタント支援した事例もある。
- M/P 調査段階では、IEE レベルの調査結果を優先プロジェクト選定、環境に配慮した計画策定のための資料としても活用している。

4. コンサルタントから見た主な課題

- 一般に、国際機関が認めうるレベルの EIA を実施可能なローカルコンサルタントは限られる。そのため、実際の調査開始前のオリエンテーションに時間を要する。また地元のサンプル採取や分析に対する信頼性に問題が残る場合がある。
- 既存環境データの不足や各種データの信憑性に疑義が残る場合もある。
- 再委託予算、期間（季節）が限られ、スコープを絞らざるを得ない場合がある。
- 当該国の EAI 関連の法令・規則に則ったアセス手続きが求められるが、JICA 調査スケジュールと「時間軸」が一致しない。特に、住民関与には時間を要するため、JICA 調査期間中に全ての手続きを実施することは難しい。もっとも調査期間中は、当該国で対象プロジェクト実施が決定していないことが多く、EIA 手続きを進めることが出来ない場合もある。
- F/S 報告書に盛り込んだ EIA を実施に関し、調査終了後の当該国が実施すべき事項に関するフォローはほとんどなされていない。そのためには、EIA で提言した事項（特に、住民移転に係る事項）にかかる当該国・実施主体のコミットメント、実施の担保の明確化が必要。
- EIA 担当部局、社会配慮（住民移転）担当部局と事業担当部局が異なるため、コンサルタントにはその調整役としての役割も求められている。

業務指示書：環境・社会配慮関連事項（抜粋）

「第1次現地調査」

5)	既存資料・情報の収集・分析
①	自然状況
□	気象・水文、地形、地質・土質、河川・湖沼の状況、並びに調査対象地域の地形図及び航空写真等が入手可能かどうかを把握する。また、ケラニ川、他河川の汚染状況、洪水警報システムの現況調査を行う。 ⇒気象・水文、地形、地質・土質、河川・湖沼の状況については、IEE 再委託調査の一環として実施
②	社会・経済状況
□	コロンボ市及び近隣地域の人口動態及び分布、不法占拠者の増加等の都市問題や生活習慣等の社会状況、並びに国及び対象地域の経済規模、経済成長率、産業動向、貿易動向等の経済状況を把握する。その際、調査対象地域の資産状況を把握し、事業の経済分析に必要なマクロ経済・地域経済関連の資料・データ分析を行う。 ⇒不法占拠者を含む都市問題や生活習慣等の社会状況については、IEE 再委託調査の一環として実施した Community Inventory Survey にて調査
⑤	関連法・制度
□	下水道法、水道法、排水基準、環境関連法、土地利用、開発規制等の規則・基準・条例等の関連法・制度を確認する。 ⇒排水基準及び主な環境関連法についてはリストを作成
⑧	住民組織現況調査
□	技術協力、円借款の連携事業として実施されている住民組織による参加型インフラ整備事業等のレビューを通じて本件調査の実施に係る住民参加の可能性を検討することを目的とし、対象地域における住民組織の現況を把握する。 ⇒IEE 再委託調査の一環として Community Inventory Survey を実施
6)	現地調査
②	初期環境調査（現地再委託も可）
□	事前調査で実施した環境予備調査結果及びこれまでの調査で得られたことを踏まえ、都市排水施設建設に係る環境影響及び排水が環境に及ぼす影響に係る初期環境調査(IEE)を実施する。評価は JICA 作成の「社会・経済インフラ整備計画に係る環境配慮ガイドライン」の河川・砂防編及び下水道編に従って実施すること。環境関連の調査を実施し、調査結果を図表類及び報告書に取りまとめる。作業項目は以下の項目に加えて今回の調査に必要と考えられるものとする。なお、本調査は現地再委託による実施を可とする。 ⇒再委託調査により、ガイドラインに示されるチェックリスト等を活用して実施
□	住民移転調査：本件調査地域において推定される移転補償対象家屋、不法占拠家屋に対して住民インベントリ調査を行う。 ⇒再委託調査により、Community Inventory Survey を実施
□	水利用現況調査：本件調査により策定された計画により、影響を受けると想定される地点（人為的な水位変動が生じる地点、工事により影響を受ける地点、新たな施設が設置される地点等）において水利用現況調査を行う。 ⇒再委託調査により、Water Use Inventory Survey を実施

「第2次現地調査」

(3)	社会及び環境調査
1)	住民移転計画（現地再委託も可）
□	選定された優先プロジェクトが住民移転を伴った場合にはこの調査を行う。この調査は環境影響調査(EIA)の一環として行うことも可とする。 ⇒Community Inventory Survey の結果として、優先プロジェクトは住民移転を伴うと想定されるため、EIA 調査の一環として再委託にて調査実施
2)	環境影響調査(EIA)（現地再委託も可）
□	調査は都市排水施設建設が自然環境、社会環境に及ぼす影響を評価するために実施する。本作業は調査団監督のもと、現地再委託による実施も可とする。詳細な調査内容については、先方機関と十分協議・確認の上実施すること。評価は JICA 作成の「社会・経済インフラ整備計画に係る環境配慮ガイドライン」の河川・砂防編及び下水道編に従って実施すること。環境影響調査を実施し、調査結果を報告書に取りまとめる。 ⇒現地再委託にて調査実施。調査 TOR は Central Environmental Authority と協議し作成。EIA 調査は、自然環境及び社会環境への影響を検討し、環境モニタリングや保全対策などを提言
3)	施設計画
□	これまでの調査結果を踏まえ、スリランカ国側とも十分に協議を行い、各施設の配置、規模等の計画を策定する。策定にあたっては、コロンボ市の都市計画及び将来の開発計画と照らし合わせ、自然環境への影響を十分考慮し、用地買収、家屋移転が最小となるように検討すること。 ⇒F/S の早い時期に実施した現地踏査結果に基づき、用地買収及び家屋移転を含む社会環境影響が最小となるように、F/S の検討事項に反映

